鴨まち応援団団員規約

第1条（名称） 本組織の名称は、「鴨まち応援団」（以下「本応援団」という）とします。

第2条（目的） 本応援団は、鴨のまちプロジェクト実行委員会が企画立案する事業を通じ、小郡市の活性化に貢献することを目的とし、地域資源の活用、地域文化の振興、市内外の交流促進などを通じて、魅力ある地域づくりを目指します。

第3条（団員） 本規約に同意し、本応援団への参加を希望する小郡市内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主をもって構成します。

第4条（団員の登録）

1. 本団員となることを希望する者は、鴨のまちプロジェクト実行委員会事務局（以下「事務局」という）が定める方法に従い、所定の事項を届け出るものとします。
2. 事務局は、前項の届け出があった場合、その内容を審査し、適当と認めた者を団員として登録します。

第5条（費用）

1. 本応援団への登録料は500円とします。ただし、小郡市商工会会員または一般社団法人小郡市観光協会会員については、無料とします。
2. イベント内容によっては、実費負担をお願いする場合があります。その際は、事前に告知いたします。

第6条（本応援団の活動内容） 本応援団は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行うことを予定しています。

1. 鴨のまちプロジェクト実行委員会が企画立案したイベントへの参加
2. 地域文化、伝統芸能等の紹介・普及活動
3. 地域情報の発信、広報活動
4. その他、目的達成に必要な活動

第7条（団員の義務） 団員は、以下の義務を負います。

1. 本規約および事務局が定める事項を遵守すること。
2. 本応援団の活動に積極的に協力すること。
3. 鴨のまちプロジェクト実行委員会及び本応援団の信用を損なうような行為を行わないこと。
4. 団員として知り得た情報を目的以外に利用しないこと。

第 8 条（退団） 団員は、事務局に所定の方法で届け出ることにより、いつでも退団することができます。

第 9 条（除名） 団員が以下のいずれかに該当する場合、事務局は当該団員を除名することができます。

1. 本規約または事務局が定める事項に違反した場合
2. 鴨のまちプロジェクト実行委員会及び本応援団の信用を著しく損なう行為を行った場合
3. 他の団員、役員、職員その他の関係者に対し、以下に定めるハラスメント行為を行ったと認められるとき。

   イ　身体的な攻撃又は脅迫

   ロ　精神的な攻撃（侮辱、暴言、威圧的な言動、無視、仲間外し等）

   ハ　社会的な地位や関係性を利用した嫌がらせ

   ニ　性的な言動による不快感を与える行為

   ホ　その他、社会通念上ハラスメントと認められる行為

4. その他、団員として不適当と認められる相当の理由がある場合

第 10 条（免責事項） 本応援団の活動に関連して生じた団員の損害について、事務局は故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（規約の変更） 本規約は、必要に応じて事務局が変更することがあります。変更後の規約は、事務局が定める方法により団員に告知された時点から効力を生じるものとします。

第 12 条（個人情報の取り扱い）　取得した団員の個人情報は、運営および団員への連絡に必要な範囲内で利用し、適切に管理します。法令に基づく場合を除き、団員の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

第 13 条（事務局）　本応援団の事務局は、小郡市商工観光課内に置きます。

第 14 条（問い合わせ先）　本応援団に関するお問い合わせは、事務局までご連絡ください。

【鴨のまちプロジェクト実行委員会事務局】

住所　小郡市小郡 255-1（小郡市役所南別館 1 階　商工観光課内）

連絡先　0942-73-9103

第 15 条（附則）　本規約は、2025 年 5 月 15 日より施行します。